

◆納付済みの利用料金還付についてのお知らせ◆

納付日より窓口で還付請求の受付のできない期間があります。

取消申請は通常通り、還付可能日までに手続きをお願いします。

【窓口還付請求可否の一覧】

		還付請求日		
		平成31年 4月	令和元年 5月	令和元年 6月以降
(施設利用料を支払った日) 納付日	平成30年4月1日～ 平成31年3月31日	○	×	○
	平成31年4月以降	×	○	○

○：還付請求受付可能 ×：還付請求受付不可

【補足：施設利用料金の還付請求について】

- ・平成31年4月1日（月）以降に納付→5月1日（水）以降に受付ができます。
- ・平成30年度に納付→令和元年5月1日（水）～5月31日（金）の間は受付できません。
- ・令和元年6月1日（土）以降→全ての納付日において受付ができます。

ご不便ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解・ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

大阪市立鶴見区民センター